

## 会社法

### 第1章 会社法の意義 p1～6

1. 会社の意義 p1
2. 会社の権利能力の範囲 p1～2
3. 法人格否認の法理 p2～3
4. 会社の商人性・会社の行為の商行為性 p3～4
5. 名板貸会社の責任 p4～5
6. 表見支配人 p5～6

### 第2章 設立 p7～15

#### 第1節. 序説 p7

1. 準則主義
2. 発起人
3. 設立方法

#### 第2節. 設立手続に関する問題点 p7～11

1. 出資の履行
2. 変態設立時効

#### 第3節. 設立中の会社の法律関係 p12～13

1. 設立中の会社
2. 設立費用
3. 開業準備行為

#### 第4節. 成立後の株式会社に対する責任 p13～14

1. 任務懈怠責任
2. 対第三者責任
3. 出資に関する責任
4. 責任の免除
5. 疑似発起人の責任

#### 第5節. 設立の無効・会社の不存在・会社の不成立 p14～15

1. 設立の無効
2. 会社の不存在
3. 会社の不成立

### 第3章 株式 p17～45

#### 第1節. 株式と株主 p17～23

1. 他人名義による株式の引受け p17
2. 株式の内容についての特別の定め p18
3. 種類株式 p18
2. 株主平等の原則 p19～21
3. 利益供与の禁止 p21～23

#### 第2節. 株式の譲渡自由の原則・譲渡制限 p24～28

1. 定款による制限 p24～26

2. 契約による譲渡制限 p27～28

第3節. 株式の準共有 p29～31

第4節. 株式の譲渡と権利行使の方法 p32～37

1. 株券発行前の譲渡 p32～33

2. 株主名簿の名義書換え p33～37

第5節. 自己株式の取得・子会社による親会社株式の取得規制 p38～41

1. 自己株式の取得 p38～41

2. 子会社による親会社株式の取得 p41～42

第6節. 投資単位の調整 p43～45

1. 株式の併合・分割 p43～44

2. 株式無償割当て p44

3. 端数の処理 p44

4. 単元株制度 p45

## 第4章 機関 p47～141

第1節. 機関総論 p47～48

1. 機関の概念 p47

2. 機関構成に関する基本的なルール p47～48

第2節. 株主総会 p49～71

1. 株主総会における決議事項 p49～50

2. 株主総会の招集 p50～53

3. 株主提案権 p53～54

4. 一株一議決権の原則とその例外 p54～55

5. 議長の議事整理に関する権限 p55～56

6. 累積投票制度 p56

7. 議決権を行使する方法 p57～60

株主が株主総会に出席する／議決権の代理行使／書面による議決権行使／電磁的方法による議決権行使／議決権の不統一行使

8. 取締役の説明義務 p60～61

9. 株主総会決議の取消しの訴え p61～68

10. 株主総会決議の不存在確認の訴え p69～71

11. 株主総会決議の無効確認の訴え p70～71

第3節. 取締役・取締役会 p72～126

1. 取締役の資格等 p72

2. 取締役と株式会社との関係 p72

3. 取締役の選任・解任 p72～74

4. 取締役の職務執行停止・職務代行者の選任 p74～75

5. 表見代表取締役 p75～77

6. 取締役会 p77～80

7. 代表取締役 p80～84

8. 競業取引 p84～89

- 9. 利益相反取引 p89～98
- 10. 取締役の報酬等 p98～105
- 11. 任務懈怠責任 p105～118
- 12. 対第三者責任 p118～123
- 13. 役員等の責任の減免・補償・責任保険 p123～126

第4節. 監査役・監査役会 p127～131

- 1. 監査役の監査権限 p127～128
- 2. 非監査役設置会社 p128～129
- 3. 監査役の同意権・提案権・決定権・意見陳述権 p129～130
- 4. 監査役の兼任禁止 p130～131
- 5. 監査役の報酬等 p131

第5節. 役員等の責任の追及等 p132～141

- 1. 株主代表訴訟 p132～136
- 2. 多重代表訴訟等 p136～140
- 3. 違法行為等差止請求 p140
- 4. 検査役の選任請求 p141～142

第5章 資金調達 p143～162

第1節. 募集株式の発行等 p143～158

- 1. 有利発行 p143～145
- 2. 出資の履行に関する問題点 p145～148  
仮装払い込み／債務の株式化（デッド・エクイティ・スワップ）
- 3. 新株発行の争い方 p158～158
  - (1) 新株発行の差止請求
  - (2) 新株発行無効の訴え
  - (3) 新株発行不存在確認の訴え

第2節. 新株予約権 p159～162

第6章 組織再編 p163～192

第1節. 承継型組織再編 p163～174

- 1. 組織再編契約の締結 p163～165
- 2. 事前開示 p165
- 3. 株主総会の特別決議による承認 p166
- 4. 反対株主の株式買取請求の手続 p166～171
- 5. 債権者異議手続 p171～172
- 6. 組織再編の効力発生 p173
- 7. 事後開示 p174

第2節. 新設型組織再編 p175～178

- 1. 組織再編契約の締結・組織再編計画の作成 p175
- 2. 事前開示 p175～176
- 3. 株主総会の特別決議による承認 p176

4. 反対株主の株式買取請求の手続 p176

5. 債権者異議手続 p176～177

6. 組織再編の効力発生 p177

7. 事後開示 p177～178

### 第3節. 株式交付 p179～185

1. 概要 p179

2. 株式交付をすることができない場合 p179～180

3. 手続 p180～183

4. 株式交付の効力が発生しない場合 p183

5. 株式交付の争い方 p184

6. その他 p184～185

- ・株式交付子会社の譲渡人以外の株主の利益の保護
- ・株式交付親会社から譲渡人に対して対価が交付されなかった場合
- ・譲渡しの申込み後、株式交付の効力発生前に、当該株式が第三者に譲渡された場合

### 第4節. 組織再編の争い方 p186～192

1. 効力発生の前・後 p186～190

2. 詐害的な会社分割 p190～192

## 第7章 事業譲渡等 p193～198

1. 概要 p193～194

2. 承認決議を要しない場合 p195

3. 事後設立 p195

4. 譲渡会社の債務についての譲受会社の責任 p195～198

## 第8章 計算 p199～205

### 第1節. 会計帳簿の閲覧謄写請求権 p199～201

1. 概要

2. 論点

### 第2節. 剰余金の配当等 p202～205

1. 財源規制の必要性

2. 財源規制の詳細

3. 期末の欠損填補責任

## 手形法・小切手法

### 第1章 手形法 p207～222

[手形法の理論体系] p207

1. 手形の性質 p208
2. 手形関係と原因関係 p209～210
3. 手形行為総論 p210
4. 形式的要件／実質的要件 p210～212
5. 他人による手形行為 p212～214
6. 裏書 p214～216
7. 人的抗弁 p216～219
8. 支払 p219～220
9. 遡求 p220～221
10. 利得償還請求権 p221
11. 手形保証 p221～222
12. 白地手形 p222

### 第2章 小切手 p223

## 商法総則・商行為法

### 1. 商法総則・商行為法の適用範囲 p225～226

#### (1) 商行為

絶対的商行為／營業的商行為／附屬的商行為

#### (2) 商人

### 2. 商業登記 p226～227

### 3. 商号 p227

### 4. 營業譲渡 p227

### 5. 商業帳簿 p227

### 6. 商業使用人と代理商 p227～228

支配人／その他の商業使用人の代理権／代理商

### 7. 商行為・商人の行為に関する規定 p228～229

#### (1) 商事代理

#### (2) 商行為に適用される規定

商事法定利率の廃止／債務の履行場所／債務履行の時間／商事消滅時効の廃止

#### (3) 企業金融の円滑化

多数債務者間の連帯／保証人の連帯／流質契約の許容／商人間の留置権

#### (4) 当事者の一方が商人である場合の規定

諾否の通知義務／送付品保管義務／報酬請求権／立替金の利息請求権／受寄者の善管注意義務

#### (5) 当事者双方が商人である場合の規定

契約の申込み／消費貸借の利息請求権

### 8. 商事売買 p230～231

(1) 売主の供託・競売権

(2) 定期売買

(3) 買主の検査・通知義務

(4) 買主の保管・供託義務

9. 仲立・取次 p231～232

(1) 仲立人

(2) 問屋

(3) 運送取次人

10. 陸上運送営業と倉庫営業 p232～235

(1) 陸上運送営業

荷送人の権利／運送人の義務／荷受人と運送人の関係／相次運送

(2) 陸上旅客運送人

(3) 倉庫営業者

倉庫寄託契約／倉庫営業者の義務／倉庫営業者の権利／倉庫証券

11. 場屋の主人の責任 p235

「客」／寄託を受けた物品に関する責任／寄託を受けない物品に関する責任／高価品の特則／594 条の責任と不法行為  
責任／短期消滅時効

12. 匿名組合 p235～236

13. 交互計算 p236～237

### 第3節. 株式交付

A

R1 一問一答 185~187 頁

#### 1. 概要

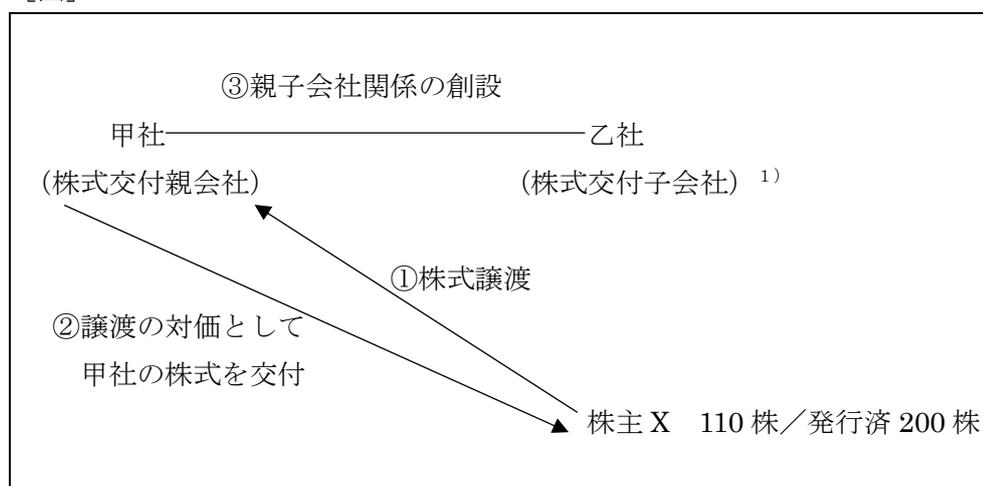
株式交付は、株式会社（買収会社）が自社株を対価とする手法により円滑に他の株式会社（被買収会社）を自社の子会社とするための制度として、令和 1 年改正により創設された制度である（2 条 32 号の 2、774 条以下）。

令和 1 年改正前会社法の下においても、買収会社が自社株を対価として被買収会社を自社の子会社とするための方法として、(1) 買収会社の株式を対価とする株式交換（2 条 31 号、767 条以下）、(2) 買収会社が被買収会社の株式を現物出資財産として自社の株式の募集をする（199 条以下、199 条 1 項 3 号）という手法があった。

もともと、(1) 株式交換では、買収会社が被買収会社の発行済株式の全てを取得する必要があるため、買収会社が被買収会社の完全子会社化までは予定していない場合には株式交換を用いることができない。また、(2) では、原則として、検査役の調査が必要となる（207 条）といった障害がある。

そこで、改正会社法は、(3) 買収会社が被買収会社の株主から被買収会社の株式を譲り受け、その対価として自社の株式を当該株主に交付することを内容とする株式交付という新しい制度を創設したのである。

[図]



#### 2. 株式交付をすることができない場合

①株式会社（買収会社）が既に議決権の過半数を有している他の株式会社（被買収会社）の株式を買い増す場合

R1 一問一答 192 頁

➡会社法上、株式交付は、株式交付が他の株式会社を新たに自社の子会社とする場合に限定されている（2 条 32 号の 2 参照）。

②株式会社が他の株式会社の株式を取得しても、他の株式会社が自社の子会社とならない場合（自社が保有する議決権が過半数に至らない場合）

R1 一問一答 192 頁

➡「株式会社が他の株式会社をその子会社…とするため」という文言（2 条

1) 株式交換では、株式交換完全子会社は当事者である一方で、同社の株主は当事者ではない。これに対し、株式交付では、当事者は株式交付親会社と株式交付子会社の株主であり、株式交付子会社は当事者ではない（R1 一問一答 189 頁）。

32号の2)に反するから。

- ③被買収会社が「株式会社」以外の会社（持分会社、株式会社と同種の外国会社）である場合 R1 一問一答 194 頁
- 条文上、被買収会社は「他の株式会社」に限定されている（2条32号の2）。そして、持分会社は「株式会社」に当たらない。また、会社上、外国会社と株式会社とは区別されている（2条1号・2号参照）から、株式会社と同種の外国会社も「株式会社」に当たらない。
- ④買収会社又は被買収会社が清算会社である場合 R1 一問一答 196 頁
- 509条1項3号により禁止されている。
- ⑤株式会社が他の株式会社を施行規則3条3項2号又は3号に該当する子会社とする場合 R1 一問一答 193 頁
- 株式交付は、他の株式会社を、自己の計算において所有している議決権の数を基準として子会社化の要件（議決権の過半数の保有）への該当性を判断することができる子会社（施行規則3条1項1号）とする場合に限り、認められる（法2条32号の2）。株式交付ができる場合かどうかを株式交付前に判断できるようにするために、客観的かつ形式的な基準が必要とされるからである。

### 3. 手続

#### (1) 株式交付計画の作成

##### ア. 手続

株式会社（株式交付親会社）は、株式交付計画を作成しなければならない（774条）。

株式会社が取締役会設置会社であれば、「その他の重要な業務執行」として取締役会の決議により株式交付計画の内容を決定した上で（362条4項柱書）、代表取締役が同計画を作成する。<sup>2)</sup>

高橋ほか 512 頁

##### イ. 対価に関する定め

###### (ア) 譲り受ける株式交付子会社の株式の数の下限

R1 一問一答 200 頁

・株式交付計画で定めるべき事項の1つとして、株式交付により譲り受ける株式交付子会社の株式の数の下限（774条の3第1項2号）がある。

→その下限についての定めは、株式交付の効力発生日において株式交付子会社が株式交付親会社の子会社となる数（株式交付親会社が株式交付子会社の議決権の過半数を保有することになる数）でなければならない（同条2項）。

###### (イ) 対価の種類

・株式交付において、株式交付親会社の株式を全く交付しないことは許されない（774条の3第1項3号）。株式交付は、自社株を対価として

高橋ほか 513 頁

<sup>2)</sup> もっとも、監査等委員会設置会社や指名委員会等設置会社では、簡易手続による場合には、取締役が執行役に株式交付計画の内容の決定を委任することができる（399条の13第1項・4項・5項22号、416条1項・4項24号）（高橋 512 頁）。

親子会社関係を創設する手法として新設された制度だからである。<sup>3)</sup>

➡ただし、株式交付親会社の株式に加えて、比率の調整のために「金銭等」を対価とすることは可能である（同条項5号）。

- ・株式交付において、その対価として、株式交付親会社の株式とともに、それ以外の「金銭等」として株式交付親会社が既に適法に有している自社の親会社の株式を交付することも可能である（774条の3第1項4号、8号）。

R1 一問一答 199 頁

➡ただし、株式交付親会社が株式交付における対価として交付するために自社の親会社の株式を取得することは、子会社による親会社株式の禁止に抵触するものとして許されない（135条1項・2項、施行規則23条）。<sup>4)</sup>

#### (ウ) 対価の比例性

対価に関する定め（774条の3第1項4号）は、株式交付子会社の株主から譲り受ける株式の数に比例したものでなければならない（同条4項・5項）。

高橋ほか 513 頁

#### ウ. 株式交付子会社から譲り受けるもの

株式交付親会社は、株式交付という1つの手続により、株式交付子会社の株式とともに、同社の新株予約権等（「等」には新株予約権付社債も含まれる）も譲り受けることができる（774条の3第1項7号）。

R1 一問一答 197～199 頁

ただし、株式交付子会社の株式を譲り受けることなく、同社の新株予約権等だけを譲り受けることは許されない。

#### (2) 株式交付子会社の株式の譲渡し

R1 一問一答 200～205 頁

- ①株式交付親会社が、株式交付子会社の株式の譲渡しの申込みをしようとする者に対し、株式交付計画の内容等を通知しなければならない（774条の4第1項）。<sup>5)</sup>

↓

- ②株式交付子会社の株式の譲渡しの申込みをする者は、株式交付計画において定められた期日（774条の3第1項10号）までに、譲り渡そうとする当該株式の数等を記載した書面を株式交付親会社に交付する（774条の4第2項）。

↓

- ③株式交付親会社は、申込者の中から自社が株式交付子会社の株式を譲り受ける者を定め、かつ、その者に割り当てる自社が譲り受ける株式交付子会社の株式の数を定める（774条の5第1項前段）。その上で、株式交付親会社は、効力発生日の前日までに、申込者に対し、同人から譲り受ける株式

<sup>3)</sup> 株式交換では、対価の全てを株式交換完全親会社の株式以外の「金銭等」とすることも可能である（768条1項2号）（R1 一問一答 189 頁）。

<sup>4)</sup> 株式交換では、株式交換完全親会社は、株式交換完全子会社の株主に対して交換対価として交付する限度で、自社の親会社の株式を適法に取得することができる（800条1項）（R1 一問一答 189 頁）。

<sup>5)</sup> 株式交付子会社の株式を譲り渡そうとする者が、株式交付親会社が株式交付に際して譲り受ける株式交付子会社の株式の総数の譲渡しを行う契約（総数譲渡し契約）を締結する場合には、当該契約の締結により当該株式の譲渡しの申込み及び割り当てが完結するため、①～③の手続は不要となる（774条の6）。

交付子会社の株式の数を通知する（同条 2 項）。

申込者は、上記通知を受けた数について株式交付における株式交付子会社の株式の譲渡人となる（774 条の 7 第 1 項 2 号）。

↓

④譲渡人となった者は、効力発生日までに、株式交付子会社の株式を株式交付親会社に「給付」しなければならない（774 条の 7 第 2 項）。<sup>6) 7)</sup>

ここでいう「給付」には、第三者対抗要件を具備するために必要となる行為も含まれる。<sup>8)</sup>

↓

⑤株式交付親会社が、株式交付子会社の株式とともに同社の新株予約権等も譲り受ける場合には、新株予約権等の譲渡しの申込み及び割当ての取組等をとることになる（774 条の 9）。

### （3）事前開示

株式交付親会社は、株式交付計画備置開始日から効力発生日後 6 か月を経過するまでの間、株式交付計画の内容等を記載した書面等をその本店に備置き、株主及び債権者による閲覧等に供さなければならない（816 条の 2）。

R1 一問一答 202 頁

### （4）株主総会の特別決議による承認

#### ア. 原則

- ・株式交付親会社では、効力発生日の前日までに、株式交付計画について株主総会の特別決議による承認を受ける必要がある（816 条の 2、309 条 2 項 12 号）。
- ・株式交付により株式交付親会社に差損が生じる場合には、取締役は、株主総会において、その旨を説明する義務を負う（816 条の 3 第 2 項）。

R1 一問一答 202～203 頁

#### イ. 例外

- ・交付する対価の合計額が株式交付親会社の純資産額の 20%以下（定款で引下げ可）である場合には、株主総会による承認は不要である（簡易手続：816 条の 4 第 1 項本文）。

➡ただし、以下の場合は簡易手続によることができない（同条 1 項但書・2 項）。

⑦譲渡の対価として交付される「金銭等」（株式交付親会社の株式・社債・新株予約権を除く）の帳簿価額が譲り受ける株式交付子会社の株式・新株予約権等の額を超える場合（株式交付親会社に差損が生じる場合）（816 条の 4 第 1 項但書）

6) 株式交付親会社が株式交付子会社の株主から譲り受ける株式が譲渡制限株式（107 条 1 項 1 号、108 条 1 項 4 号）である場合には、譲渡承認手続（137 条以下）において株式交付子会社が株式交付親会社に対する譲渡を承認する旨の決定したことも必要となる（139 条 1 項）。

7) 株式交付子会社が株券発行会社である場合、株式交付親会社が「給付を受けた」というためには、譲り受ける株式交付子会社の株式に係る株券の交付を受ける必要がある（128 条 1 項本文）（R1 一問一答 217 頁）。

8) 株式交付親会社は、譲り受ける株式交付子会社の株式について、株主名簿の名義書換えを受ける必要がある（130 条）。株式交付子会社が株券発行会社である場合には株式交付親会社は交付を受けた株券を提示することにより単独で（133 条、施行規則 22 条 2 項 1 号）、株式交付子会社が株券不発行会社である場合には株式交付親会社は譲渡人と共同して（133 条）、株式交付子会社に対して名義書換えを請求することになる（R1 一問一答 217 頁）。

④株式交換親会社が非公開会社である場合（816条の4第1項但書）

⑤株式交換親会社において一定期間内に反対の意思を通知した株主の総議決権が一定割合に達した場合（（816条の4第2項）

#### （5）反対株主の株式買取請求権

R1 一問一答 203 頁

・株式交付親会社の反対株主は、効力発生日の20日前の日から効力発生日の前日までの間に、自己の有する株式を公正な価格で買い取することを請求することができる（816条の6第1項、2項、5項）。

➡簡易手続による場合は、反対株主の株式買取請求は認められない（816条の6第1項但書）。

・株式交付親会社は、自社の株主に反対株主の株式買取請求の機会を与えるために、効力発生日の20日前までに、自社の株主に対し、株式交付をする旨等を通知しなければならない（816条の6第3項）。

田中 643 頁

#### （6）債権者異議手続

R1 一問一答 208～209 頁

・株式交付親会社が対価として自社の株式だけを交付する場合は、会社財産の流出がないため、債権者異議手続は不要である（816条の8第1項括弧書）。

・株式交付親会社が対価として自社の株式に加えてそれ以外の財産（自社の株式及びこれに準ずるもの以外の財産）を交付する場合には、対価が不当であると会社財産が不当に流出することになるから、債権者異議手続が必要とされる（816条の8第1項）。<sup>9)</sup>

#### （7）株式交付の効力発生

R1 一問一答 204 頁

・株式交付親会社は、株式交付の効力発生日に、給付を受けた株式交付子会社の株式（及び新株予約権等）を譲り受ける（774条の11第1項）。

・譲渡人は、株式交付の効力発生日に、株式交付計画における対価に関する定め（774条の3第1項4号）に従い、株式交付親会社の株式その他の対価を取得する（774条の3第2項～4項）。

### 4. 株式交付の効力が発生しない場合

R1 一問一答 210 頁

①効力発生日において債権者異議手続が終了していない場合（774条の11第5項1号）

②株式交付を中止した場合（774条の11第5項1号）

③効力発生日において株式交付親会社が給付を受けた株式交付子会社の株式の総数が株式交付計画において定めた下限（774条の3第1項2号）の数に満たない場合（774条の11第5項3号）

④効力発生日において、株式交付子会社の株式を株式交付親会社に譲り渡し、その対価として株式交付親会社の株式の交付を受けてその株主となる者がいない場合（774条の11第5項4号）

<sup>9)</sup> 株式交換や株式移転では、完全親会社が完全子会社の新株予約権社債に係る債務を承継する場合があります（768条1項4号ハ、773条1項9号ハ）、その場合には債権者異議手続が必要となる（株式交換完全子会社：789条1項3号、株式交換完全親会社：799条1項3号、株式移転完全子会社：810条1項3号）。これに対し、株式交付では、株式交付親会社が株式交付子会社の新株予約権付社債を譲り受ける場合であっても、株式交付親会社は株式交付子会社の債権となることはあっても債務を承継することはないから、債権者異議手続は不要である（R1 一問一答 208～209 頁）。

## 5. 株式交付の争い方

### (1) 効力発生前

#### ア. 株式交付の差止請求

株式交付親会社の株主は、①「株式交付が法令又は定款に違反する場合」において、②自己が「不利益を受けるおそれがあるとき」は、③株式交付の効力発生前までに、株式交付親会社に対して株式交付の差止めを請求することができる（816条の5本文）。

ただし、簡易手続（816条の4第1項本文）の要件を満たす場合は、株主に及ぼす影響が軽微であるとして株主総会の特別決議が不要とされていることに鑑み、差止請求はできないとされている（816条の5但書）。

#### イ. 承認決議の取消し・無効確認の訴え+仮処分の申立て

株主総会の承認決議の取消しの訴え（831条1項）・無効確認の訴え（830条2項）を提起するとともに、同決議の執行停止を命ずる仮の地位を定める仮処分（民事保全法23条2項）の申立てをするという方法も考えられる。

### (2) 効力発生後

#### ア. 株式交付無効の訴え

株式交付の無効は、株式交付無効の訴え（形成の訴え）によってのみ主張することができる（828条1項13号）。

会社法は、法律関係の早期安定のために出訴期間（828条1項13号）及び無効判決の将来効（839条）を、法律関係の画一的確定のために無効判決の対世効（838条）を定めている。<sup>10)</sup>なお、無効判決確定後の法律関係の処理については844条の2で定められている。

株式交付の無効原因は、法的安定の要請に鑑み、株式交付の手続の重大な瑕疵に限られると解されている。

#### イ. 株式交付子会社の株式の譲渡しの無効又は取消し

株式交付における株式交付子会社の株式の個別の譲受けについても、原則として意思表示の瑕疵を理由とする無効・取消しを主張することができるが、法律関係安定の要請から、無効・取消しの主張には一定の制限が設けられている（774条の8）。

個別の譲受けの無効・取消しにより、株式交付親会社が譲り受けた株式交付子会社の株式の数の総数が株式交付計画において定めた下限（774条の3第1項2号）の数を下回ることになった場合には、そのことが株式交付全体の無効原因となる。

## 6. その他

### (1) 株式交付子会社の譲渡人以外の株主の利益の保護

株式交付について、譲渡人以外の株主の利益を保護するための特別の手続

R1 一問一答 204 頁

株式交付の効力を争う手段に限定しないのであれば、反対株主の株式買取請求権も挙げられる。

R1 一問一答 215 頁

R1 一問一答 211 頁

<sup>10)</sup> 原告適格者は、⑦効力発生日に株式交付親会社の株主等であった者、⑧株式交付子会社の株式又は新株予約権等の譲渡人、⑨株式交付親会社の株主等、⑩破産管財人、及び⑪株式交付について承認しなかった株式交付親会社の債権者に限られる（828条2項13号）。

は設けられていない。

もともと、株式交付親会社が株式交付子会社の株主から譲り受ける株式が譲渡制限株式（107条1項1号、108条1項4号）である場合には、譲渡承認手続（137条以下）により譲渡人以外の株主の利益の保護が図られることになる。

## （2）株式交付親会社から譲渡人に対して対価が交付されなかった場合

R1 一問一答 218～219 頁

会社法上、株式交付における株式交付子会社の株式の個別の譲受けについて意思表示の瑕疵を理由とする無効・取消しが可能であることが前提とされている（774条の8）ことからすれば、譲渡人は、対価が交付されない場合には、自らの株式又は新株予約権等の譲渡し等を個別に債務不履行解除（民法541条、542条）することができるかと解すべきである。

なお、解除した譲渡人は、「株式交付に際して株式交付親会社に株式交付子会社の株式若しくは新株予約権等を譲り渡した者」（828条2項13号）に該当しなくなるため、株式交付無効の訴えの原告適格者ではなくなる。

## （3）譲渡しの申込み後、株式交付の効力発生前に、当該株式が第三者に譲渡された場合

R1 一問一答 216 頁

- ・株式交付親会社が効力発生日に当該株式を「譲り受け」たことになるには、当該株式について「給付を受けた」ことが必要であり（774条の11第1項）、「給付を受けた」というためには第三者対抗要件の具備まで必要である。そうすると、株式交付親会社は、当該株式について、名義書換えを受けていないのであれば、「給付を受けた」とはいえないとして「譲り受けた」ともいえないことになるから、対抗関係の問題は生じない。
- ・株式交付親会社は、当該株式について、名義書換えを受けているのであれば、「給付を受けた」として「譲り受けた」といえるから、株式交付親会社と第三者との優劣は対抗関係の問題として処理される。
- ・株式交付親会社による当該株式の譲り受けが認められない結果（対抗関係で劣後した場合も含む）、株式交付親会社が譲り受けた株式交付子会社の株式の数の総数が株式交付計画において定めた下限（774条の3第1項2号）の数を下回るようになった場合には、そのことが株式交付全体の無効原因となる。

## 第4節 組織再編の争い方

### 1. 効力発生の前・後

#### (1) 効力発生前

①承認決議の取消しの訴え・無効確認の訴えを提起するとともに、同決議の執行停止を命ずる仮の地位を定める仮処分<sup>1)</sup>の申立て（民事保全法 23 条 2 項）をすることと、②組織再編の差止訴訟（784 条の 2、796 条の 2、805 条の 2）を提起するとともに、差止請求権を被保全権利として差止仮処分の申立てをすることが考えられる。

組織再編の効力を争う手段に限定しないのであれば、反対株主の株式買取請求権も挙げられる。

#### ア. 株主の差止請求権

H26 一問一答 344～345 頁

##### (ア) 概要

平成 26 年改正前の会社法では、株主の差止請求権については、略式組織再編についてののみ明文規定が設けられていたが（改正前会社法 784 条 2 項、796 条 2 項）、組織再編無効の訴え（828 条）により事後的に組織再編の効力が否定されることで法律関係が複雑・不安定化する事態をできるだけ少なくする趣旨から、組織再編の差止請求が法定されるに至った（784 条の 2、796 条の 2、805 条の 2）。

したがって、平成 26 年改正法の施行日（平成 27 年 5 月 1 日）以降に行われた組織再編行為については、改正法に基づく差止請求が認められることになる（なお、経過措置については、附則 20 条）。<sup>1)</sup>

##### (イ) 差止事由

田中 653～655 頁、H26 一問一答

###### (i) 「株主が不利益を受けるおそれ」

344～345 頁

「消滅会社等の株主が不利益を受けるおそれ」（784 条の 2 柱書本文）又は「存続会社等の株主が不利益を受けるおそれ」（796 条の 2 柱書本文）が必要である。

###### (ii) 「法令又は定款に違反」

差止事由である「法令…違反」は、会社が合併等に適用される法令に違反することを意味し、取締役の善管注意義務・忠実義務違反はこれに含まれないと解されている。

江頭 882 頁

##### [論点 1] 組織再編対価の著しい不当性

A

組織再編対価の著しい不当性については、組織再編の効力発生までの短期間に裁判所が審理することが困難であることから、差止事由として法定されなかった。

そして、略式組織再編の差止請求についてだけ対価の著しい不当性が差止事由として法定されている（784 条の 2 第 2 号、796 条の 2 第 2 号）ことから、改正会社法は、同条 1 号の「法令又は定款…違反」には対価の著しい不当性を含まない趣旨であるといえる。

<sup>1)</sup> 簡易組織再編（784 条 2 項、796 条 2 項、805 条）の要件を満たす場合には、株主に及ぼす影響が軽微であるとして株主総会の承認が不要であるとされていることに鑑み、株主の差止請求権が認められていない（784 条の 2 但書、796 条の 2 但書、805 条の 2 但書）。なお、新設された組織再編の差止請求については、略式組織再編の差止請求も含めて 784 条の 2 及び 796 条の 2 でまとめて規定されているため、略式組織再編の差止請求を規定していた改正前会社法 784 条 2 項及び 796 条 2 項は削られている。

さらに、組織再編対価の著しい不当性により取締役の善管注意義務・忠実義務違反が成立し得るとしても、これらの義務違反は差止事由としての「法令…違反」には含まれないから、これらの義務違反を媒介として「法令…違反」に当たるともいえない。

そこで、略式組織再編以外では、組織再編対価の不当性自体は差止事由に当たらないと解する。

もっとも、特別利害関係株主（相手方当事会社等）の議決権行使により著しく不当な対価による組織再編を承認する決議がされた場合に、承認決議の取消事由（831条1項3号）を差止事由として主張することまでは否定されていないと解されている。<sup>2)</sup>

田中 655 頁

### イ. 承認決議の取消し・無効確認の訴え+仮処分の申立て

株主総会の承認決議の取消しの訴え（831条1項）・無効確認の訴え（830条2項）を提起するとともに、同決議の執行停止を命ずる仮の地位を定める仮処分（民事保全法23条2項）の申立てをするという方法もある。

### (2) 効力発生後

効力発生後は、組織再編無効の訴えを提起することになる（828条1項柱書、同条項7号～13号）。

#### ア. 概要

合併・分割・株式交換・株式移転の無効は、組織再編の無効の訴えによってのみ主張することができ、無効原因がある組織再編は、無効判決の確定により初めて無効となる（828条1項柱書、同条項7号～13号）。

会社法は、法律関係の早期安定のために出訴期間（828条1項7～13号）及び無効判決の将来効（839条）を、法律関係の画一的確定のために無効判決の対世効（838条）を定めている。なお、無効判決確定後の法律関係の処理については843条・844条で定められている。

### イ. 無効原因

組織再編の無効原因は、法的安定の要請に鑑み、組織再編手続の重大な瑕疵に限られると解されている。

組織再編契約・計画の必要的記載事項の欠缺、意思表示の瑕疵による無効、株主総会の承認決議の不存在・無効・取消事由、債権者異議手続の不履践、組織再編に関する事前・事後の開示の不備などが挙げられる。

なお、平成26年改正法による組織再編の差止請求の新設（784条の2及び796条の2）に伴い、組織再編の無効原因についても、新株発行の無効

田中 670 頁

大判 S19.8.25、名古屋地判  
H19.11.21、神戸地尼崎支判  
H27.2.6

<sup>2)</sup> 合併承認決議に取消事由があること自体が合併差止事由たる「法令…違反」に該当するかについては、①合併承認決議に取消事由があること自体が「法令…違反」に該当すると考える見解（江頭 883～884 頁、弥永 381 頁、高橋ほか 519 頁）と、②承認決議の取消判決が確定された段階で初めて承認決議を欠くという意味での「法令…違反」が認められると考える見解（田中 654 頁、リークエ 418 頁）がある。

①は、承認決議に取消事由があることについて、それを理由として承認決議が取り消されることで承認決議を欠くという「法令…違反」が生じるおそれがあるにとどまらず、それ自体が「法令…違反」に該当すると考える見解である（高橋ほか 519 頁）。このように、①・②の対立点を形成判決である取消判決の確定の要否に求めると、②の見解からも、確認訴訟の対象にとどまる承認決議の無効原因・不存在原因については、それ自体が「法令…違反」に該当すると理解することになると思われる。

上記と異なり、③実際には差止請求が差止仮処分命令申立事件として争われ、仮処分に関する数日という短い審理期間内に3号取消事由の有無を判断することが困難であることを理由に、3号取消事由があること自体は差止事由に該当しないと説明もある（事例で考える 107 頁）。

原因のように、事前の差止請求の機会の有無も考慮して判断されるようになったといえる。<sup>3)</sup>

### [論点 2] 組織再編契約における錯誤

合併契約などの組織再編契約に錯誤がある場合には、民法 95 条 1 項本文に従い組織再編契約の錯誤取消しを主張することができるか。

確かに、組織再編行為も当事会社間での意思表示の合致を成立要件とする契約であるから、意思表示の瑕疵による無効又は取消しの可能性がある。

しかし、組織再編行為は当事会社間の株主・債権者をはじめとする不特定多数者の利害に影響するものであるから、民法上の契約に比べて法的安定の要請が強い。

そもそも、51 条 2 項は、発起人が会社成立後に設立時発行株式の引受けの錯誤取消しを主張することを禁止しているところ、その趣旨は、設立時発行株式の引受けの意思表示の瑕疵がひいては会社設立の無効原因となることにより不特定多数の利害関係人に重大な影響を及ぼし得ることに鑑み、法的安定の要請を優先したことにある。<sup>4)</sup>

かかる趣旨は、利害関係人が不特定多数にわたり法的安定の要請が強い組織再編行為にも妥当するものである。

そこで、組織再編行為の錯誤取消しの主張は、51 条 2 項の類推適用により制限されることがあると解する。

### [判例 1] 風俗営業者たる地位の承継が合意の前提だった事案

本判決は、下記の事実関係の下で、錯誤無効（現：取消し）の主張制限が存続会社の営業価値を著しく毀損する結果につながり、合併前の株主・債権者に重大な損害を発生させることになるとの理由から、51 条 2 項の類推適用を否定した。

事案：A 会社は、風営法 3 条に基づき県公安委員会の許可を受けてパチンコ店を経営する業務を行っていた。

A 社・Y 社間で吸収合併契約（Y 社が A を吸収するもの）が締結されたところ、Y 社は A 社が経営していたパチンコ店の経営の承継を吸収合併の当然の前提にしており、A 社の風俗営業者たる地位を承継できないと経営が成り立たない状態にあった。

ところが、吸収合併に伴う風俗営業者の地位の承継のために必要とされる公安委員会の事前承認を受ける手続（風営法 7 条の 2）を A 社が行っていなかったうえで、A 社経営のパチンコ店の 3 店舗のうち 1 店舗については新たに風営法 3 条の許可を受けるこ

B

名古屋地判 H19.11.21

江頭 887 頁

B

名古屋地判 H19.11.2・百 92

<sup>3)</sup> 例えば、江頭 886 頁では「…無効事由となる法令違反を、新株発行等の無効事由のように事項別に分類することは困難であり、生じた法令違反の影響の重大性、差止請求の機会の有無等から、事案ごとに判断するほかない。」とされている。

<sup>4)</sup> 個別の設立時発行株式の引受けの錯誤取消しがそれ自体として設立無効原因に直結するわけではないが、設立時発行株式を一株も引き受けない発起人がいる、設立に際に出資される財産の価額又はその最低額（27 条 4 号）に相当する出資がないといった設立無効原因につながる可能性がある。

とが困難である（許可後に同店舗の敷地 1/2 が第 1 種住居専用地域に指定されたため）という事情があった。

そこで、Y 社は、吸収合併無効の訴えを提起した上で、吸収合併契約の意思表示に錯誤があったことを合併無効原因として主張した。

判旨：「株式会社は、その本店の所在地において設立の登記をすることにより成立するものであり（会社法 49 条）、同設立の登記（すなわち会社の成立）後は、錯誤を理由とする設立時発行株式の引受けの無効の主張は制限される（会社法 51 条 2 項）。そうすると、錯誤を理由とする合併契約の無効の主張も、合併の登記がなされた後は、会社法 51 条 2 項の類推によって許されないとする考えがありうるところである。そこで検討するに、会社法 51 条 2 項は、民法 95 条の特則として、特定の株主（すなわち発起人）からの無効主張を制限することを規定するものであり、認容判決が対世効を有する設立無効の訴えの制度（会社法 828 条 1 項 1 号、838 条）と相俟って会社の成立が不安定の状態に置かれることを防止している。したがって、会社法 51 条 2 項の目的は、究極的には取引の安全、すなわち、他の株主、会社債権者を含めた関係者の保護にあると解される。

…Y 社が A 社の経営していた遊技場の経営を引き継ぐことは本件合併の当然の前提であったにもかかわらず、A 社が本件合併前に風俗営業法 7 条の 2 に規定する公安委員会の承認を受ける手続を行っていなかったことにより、Y 社が、現時点で、合法に遊技場経営をなすことができず、かつ、1 店舗については、今後も、Y 社自身が、A 社と同様の営業許可を取得することが困難であるという事情がある。かかる事情があるにもかかわらず、会社法 51 条 2 項の類推適用により、錯誤無効の主張を制限することは、Y 社の営業価値を著しく毀損する結果につながることは明らかであり、合併前の各会社の株主はもとより、各会社の債権者にも重大な損害を発生させることになる。

したがって、本件において、会社法 51 条 2 項を類推適用すべきではなく、原告において、本件合併契約の錯誤無効を主張することは許される。」

#### ウ. 各提訴権者が主張できる無効事由

株主・取締役・執行役・監査役・清算人は法令を遵守した会社運営確保のために提訴権が認められていることに基づき、破産管財人は広範な利害関係人の利益を代表するという地位に基づき、すべての無効原因を主張することができる。ただし、効力発生日に消滅会社等のそれらであった者は、当該消滅会社等に係る事由のみを無効原因として主張できる。

また、会社債権者は、会社外部者であるから、自己の利益が害されたことのみを無効原因として主張できる。

## エ. 株主総会の承認決議の取消しの訴えの帰趨

株主総会の承認決議の瑕疵は組織再編の無効事由の 1 つにすぎないから、組織再編の効力発生により、承認決議の取消しの訴えは、組織再編の無効の訴えに吸収されると解すべきである。

総まくり 64 頁 [論点 6]

瑕疵ある決議の効力を早期に明確ならしめることを趣旨とする決議取消しの訴えにおける期間制限（831 条 1 項柱書前段）は取消事由の主張にも及ぶから、組織再編無効の訴えにおいて無効原因として承認決議の取消事由を主張する場合にも承認決議から 3 カ月間の期間制限に服する。

総まくり 62 頁 [論点 1]

## 2. 詐害的な会社分割

会社分割において、承継会社・設立会社から分割会社に交付された分割対価が分割会社が承継会社・設立会社に交付した純資産の価額に相当するものではないために会社分割により分割会社の資産が減少し、分割会社が無資力となった場合、分割会社の残存債権者にはいかなる法的手段による救済を認め得るか。

### (1) 会社分割無効の訴え

原告適格者である「新設分割について承認しなかった債権者」（828 条 2 項 9 号・10 号）には、①債権者異議手続において異議を述べた債権者のほか、②必要な格別の催告（789 条 2 項本文、810 条 2 項本文）を受けなかった債権者が含まれる。このように、会社「分割について承認しなかった債権者」といえるためには、その前提として、会社分割に異議を述べることのできる債権者（789 条 1 項 2 号、810 条 1 項 2 号）であることが必要である。

分割会社の残存債権者は、原則として「異議を述べることのできる債権者」に当たらない（789 条 1 項 2 号、810 条 1 項 2 号）。分割会社が承継会社・設立会社に移転した純資産の額に等しい分割対価を取得するはずだと考えられているからである。

もともと、分割会社が分割会社の株主に対し分割対価である承継会社・設立会社の株式を全部取得条項付種類株式の取得の対価又は剰余金の配当という形で交付する場合（789 条 1 項 2 号括弧書・758 条 8 号イロ、810 条 1 項 2 号括弧書・763 条 1 項 12 号イロ）には、分配可能額規制の適用がない（792 条）ことから、分割会社の残存債権者であっても「異議を述べることのできる債権者」に当たる（789 条 1 項 2 号括弧書、810 条 1 項 2 号括弧書）。

### (2) 詐害行為取消権

763 条 1 項 12 号イ又は同号ロの定めがない場合、分割会社の残存債権者は、新設分割について異議を述べることのできない（810 条 1 項 2 号）。したがって、残存債権者は「承認をしなかった債権者」（828 条 2 項 10 号）に当たらず、新設分割無効の訴え（828 条 1 項 10 号）を提起できない。

そこで、残存債権者は詐害行為取消権（民法 424 条 1 項本文）を行使して会社分割を取り消すことができなからず。

#### [論点 1] 残存債権者による詐害的な会社分割の詐害行為取消し

一定の場合を除き新設分割株式会社に対して債務の履行を請求できる債権者は債権者異議手続から除外されている（810 条 1 項 2 号）ため、新設分

A

最判 H24.10.12・百 91

割設立会社とその債権に係る債務が承継されず債権者異議手続による保護の対象ともされていない残存債権者については、詐害行為取消権によってその保護を図る必要性がある場合が存するところである。

また、新設分割は、会社の組織に関する行為でもあるが、事業に関する権利義務の承継も伴うものであるから、「財産権を目的」とする「行為」（民法424条2項）としての性質を有する。

さらに、会社法その他の法令において、新設分割が詐害行為取消権行使の対象となることを否定する明文の規定は存在しない。

そして、取消しの効力は債権の保全に必要な限度で権利の承継の効力を否定するにとどまり、新設分割による株式会社の設立の効力には何ら影響を及ぼすものではないと解すれば、会社法が法律関係の早期安定・画一的確定の観点から原告適格や提訴期間を限定した新設分割無効の訴えを法定している（828条1項10号）趣旨にも反しない。

そこで、会社分割について異議を述べることもできない残存債権者は、民法424条の規定により、詐害行為取消権を行使して新設分割を取り消すことができ、この場合においては、その債権の保全に必要な限度で新設分割設立会社への権利の承継の効力を否定することができるかと解すべきである。<sup>5)</sup>

### (3) 残存債権者の直接請求権

分割会社が残存債権者を害することを知って会社分割をした場合（＝詐害的会社分割）には、残存債権者は、承継会社又は設立会社に対し、承継した財産の価額を限度として当該債務の履行を請求することができる（759条4項・764条4項）。

ただし、①承継会社が詐害性について善意である場合（4項但書）、②758条8号イロ又は763条1項12号イロの定めがある場合（5項）には、直接請求権は認められない。②の場合に直接請求権が否定されているのは、この場合の残存債権者については債権者異議手続が必要とされる（789条1項2号括弧書、810条1項2号括弧書）からである

ここでいう「債権者を害する」とは、会社分割の前後で残存債権者が受けると期待できる弁済額が減少したかどうかで判断される。

### (4) 法人格否認の法理

例えば、債務超過状態にあった甲社が、債務免脱の意図で、優良事業に関する権利義務だけを設立会社乙社に対して移転した上で、甲社の株主・取締役又はその親族等が乙社から株式の発行を受けることにより、乙社において新設分割前の甲社と実質的に同一の事業を継続している場合には、法人格否認の法理により、甲社の残存債権者が乙社に対して債権の支払いを求めるこ

田中 660 頁

(3)は、残存債権者の詐害行為取消権を否定する趣旨ではない。

<sup>5)</sup> 吸収分割承継会社等（吸収分割設立会社を含む）は、吸収分割会社との間で締結される吸収分割契約の定めに従い、吸収分割会社の権利義務の全部又は一部を承継する（757条・759条1項・761条1項等）。濫用的（詐害的）会社分割のうち、債務承継を伴わない形で採算部門を吸収分割承継会社等により切り離す場合については、残存債権者には詐害行為取消権や直接請求権による保護が与えられる。これに対し、不採算部門を債務とともに吸収分割承継会社等に承継（免責的債務引受けを）させる場合について、承継債権者には債権者異議手続が認められるが、二重公告による個別催告の省略が認められるときには（779条3項等）、承継債権者が異議権を行使できないことがある。最高裁判例には、後者の場合について、具体的な事実関係に着目して、分割会社等が吸収分割承継会社等による債務承継を理由として当該債務を負わないと主張することが信義則に違反すると判断したものがある（最決 H29.12.19・百 90、百 90 解説）。

とが認められることがある。

[判例 1]

事案：Y社は、パチンコ店等の経営を目的とする株式会社であって、元代表者 B、その息子で現代表者である C 及びその親族（「本件親族グループ」）が全株式を所有する同族会社である。

Y社は、Z社を設立会社とする新設分割を実施し、さらに、設立会社 Z社の株式を合計 50 万円で A に譲渡した。A は、Y社の元従業員であり、退職後は長年専業主婦をしており、会社経営の経験は全くなかった（さらに、Y社の株主や債務の保証人等にも一切になっていない）が、B やその親族らから依頼を受け、新設会社 Z社の代表者となることや出資金の譲渡を受けることを承諾した。

X社は、新設分割前から Y社に対して数億円の債権を有する株式会社であり、当該債権が新設会社 Z社に承継されないことによりその回収が困難になった。そこで、X社は、Y社が会社分割制度を濫用して、経営するパチンコ店の事業を新設会社 Z社に移転させ、X社の Y社に対する債権の支払を不当に免脱させたとして、設立会社 Z社に対し、X社の Y社に対する債権の支払を求めた出訴した。

判旨：本件会社分割前の Y社と本件会社分割後の Z社では、その事業態様や支配実体は実質的に変化がないと評価せざるを得ず、法人格が支配者（B 及びその親族）により意のままに道具として支配されている（＝支配要件）といえる。

また、Y社が行おうとした今回の再建スキームの主な目的は、Y社の債務の半分近くを占める X社の債務の支払を免れることにあったといわざるをえない。したがって、Y社は、債権者のうち X社に対する債務支払を恣意的に免れることを意図して、会社分割制度を形式的に利用あるいは濫用して再建スキームを実行したといわざるをえず、違法又は不当な目的を有していた（目的要件）。

…法人格否認の法理は、詐害行為取消権とはその要件及び効果を異にするものであって、詐害行為取消権が行使できない場合でなければ、法人格否認の法理が適用できないこともない。

…Z社は、信義則上、Y社と別法人であることを理由として、X社の本件債権に対する責任を免れることは許されない。

(5) 設立会社による分割会社の名称続用

設立会社が分割会社の名称を続用している場合において、その名称が分割会社の事業主体を表示するものとして用いられているときは、設立会社が債務承継がなかったことを明らかにしたという特段の事情がない限り、22 条 1 項の類推適用により、設立会社は分割会社の残存債権者の債権について弁済する責任を負うと解されている。

(6) 役員等の対第三者責任

分割会社の残存債権者としては、分割会社の役員等に対して 429 条 1 項に基づく損害賠償請求をすることが考えられる。

B

福岡地判 H23.2.17・H23 重判 5

最判 H20.6.10・百 A40

総まくり 195 頁 [論点 1] [論点 2]

### (参考文献)会社法

- ・「株式会社法」第6版(著:江頭憲治郎-有斐閣)
- ・「会社法」第2版(著:田中亘-東京大学出版会)
- ・「会社法 Corporate Law」第2版(著:高橋美加ほか-弘文堂)  
→ 第3版を参照している箇所では[第3版]と表示
- ・「リーガルクエスト 会社法」第4版(著:伊藤靖史ほか-有斐閣)
- ・「リーガルマインド 会社法」第14版(著:弥永真生-有斐閣)
- ・「会社法」第21版(著:神田秀樹-法律学講座双書)
- ・「事例で考える会社法」第2版(著:伊藤靖史ほか-有斐閣)
- ・「事例研究 会社法」初版(編著:小林量・北村雅史-日本評論社)
- ・「会社法事例演習教材」第3版(著:前田雅弘ほか-有斐閣)
- ・「一問一答 令和元年改正会社法」初版(編著:竹林俊憲-商事法務)
- ・「一問一答 平成26年改正会社法」第2版(編著:坂本三郎-商事法務)
- ・「一問一答 新・会社法」改訂版(編著:相澤哲-商事法務)
- ・「新・会社法100問」第2版(編著:葉玉匡美-ダイヤモンド社)
- ・「会社法判例百選」第4版(有斐閣)
- ・「重要判例解説」平成18年度～令和2年度(有斐閣)
- ・「別冊法学セミナー 新司法試験の問題と解説」2006年～2011年(日本評論社)
- ・「別冊法学セミナー 司法試験の問題と解説」2012年～2021年(日本評論社)
- ・「受験新報 司法試験 論文式問題と解説」2006～2016(法学書院)
- ・「法学教室 特集 新司法試験プレテスト(必須科目)」2006. Apr.NO307(有斐閣)
- ・「司法試験 論文式 問題と解説」中央大学真法会編(法学書院)
- ・「民事執行・保全法概論」(編:中野貞一郎-有斐閣双書)
- ・「改定 民事保全」(補正版-司法研修所)

### (参考文献)手形法・小切手法

- ・「基本講義 手形・小切手法」初版(著:早川徹-新世社)
- ・「リーガルマインド 手形法・小切手法」第2版補訂版(著:弥永真生-有斐閣)
- ・「手形・小切手法 判例百選」第7版

### (参考文献)商法総則・商行為法

- ・「リーガルマインド 商法総則・商行為法」第2版補訂版(著:弥永真生-有斐閣)
- ・「商法総則・商行為法 判例百選」第5版